

第14号議案

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 概要

東京都人事委員会勧告を踏まえ、東京都地域保健事業連絡協議会にて医師の出務時の日額報酬が改定されたことに伴い、非常勤職員に係る報酬の上限額を見直す。

2 改正内容

項目	改正後	改正前
月額	609,000円	592,200円
日額	29,000円	28,200円
時間額	9,700円	9,400円

3 施行日

令和7年4月1日

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		現行																							
<p>○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日 条例第29号 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務態様</th> <th>支給単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>609,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務</td> <td>9,700円 609,000円</td> </tr> </tbody> </table>		勤務態様	支給単位	額	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	29,000円	日または時間を単位とし ない勤務	609,000円	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務		9,700円 609,000円	<p>○非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年12月26日 条例第29号 別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務態様</th> <th>支給単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">勤務場所の定めがある場合</td> <td>日を単位とする勤務</td> <td>28,200円</td> </tr> <tr> <td>日または時間を単位とし ない勤務</td> <td>592,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務</td> <td>9,400円 592,200円</td> </tr> </tbody> </table>		勤務態様	支給単位	額	勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	28,200円	日または時間を単位とし ない勤務	592,200円	勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務		9,400円 592,200円
勤務態様	支給単位	額																							
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	29,000円																							
	日または時間を単位とし ない勤務	609,000円																							
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務		9,700円 609,000円																							
勤務態様	支給単位	額																							
勤務場所の定めがある場合	日を単位とする勤務	28,200円																							
	日または時間を単位とし ない勤務	592,200円																							
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を 単位としない勤務		9,400円 592,200円																							
<p>付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>																									